

教育福祉常任委員会議記録

1. 期 日 平成 29 年 2 月 20 日(月) 開会 14 時 00 分
閉会 16 時 05 分
2. 場 所 第 1 委員会室
3. 付議事件 ①「子どもも大人も輝く心身きらり条例」の制定について
4. 出席者 前田委員長 一石副委員長 小笠原委員 露木委員 渡辺委員 根岸委員
添田委員 二見議長
- 傍聴議員 1 名
- 一般傍聴者 0 名
5. 経 過

①「子どもも大人も輝く心身きらり条例」の制定について

委員長 12 月 26 日の勉強会に始まり、本日の委員会に向け、数回勉強会を重ねてきた。その中で本日提案させていただく「子どもも大人も輝く心身きらり条例」について願います。それでは前文より読み上げさせていただきます。

(前文朗読)

前文について、意見はあるか。

添田 「持続可能」と入れた理由を説明してほしい。

一石 今まで二宮町は、健康づくりを推進するため、各計画に基づき施策を進めてきた。これからの時間軸を表す言葉がない。「地域社会を形成する一人ひとりとして」というのは面というか、より大事な視点、福祉的視点を込めて「持続可能」という言葉があることで、この条例の価値が広がると思う。

添田 私には理解できない。地域社会を形成するだけで、地域社会がなくなるわけではない。入れる意味が明確に頭に入ってこない。なぜ時間軸を入れないといけないのか。条例というのは確かに時間的なものもあるが、通常不変的なものを言っているわけで、時間軸を入れる必要はないと思う。

小笠原 前文の固まりがある。下の 3 行は、今後に向かっている。下から 4 行目のところで、町は諸施策を進めてきた。そこから下の段でこれからの動きになっているので「進めてきた」という後に言葉を足したほうがよかったかもという話が出た。そこを変えるより、この言葉を入れることにより、今まで進めてきて、これからはこのようにやっていくという部分が強調されるという意見があり、いいのではないかという話になった。二宮町にとっても消滅可能性都市になっ

ているわけで、この言葉を入れるのもいいのかなと思った。

添田 皆さんが入れたければ、入れればよい。

委員長 それではこの文章でいきたい。よろしいか。

(異議なしとの声あり)

では、そのようにしたい。次に、第1章である。

((目的)朗読)

ここについて、何か異議はあるか。

(異議なしとの声あり)

それでは(目的)についてはこれでいく。次に(定義)である。

((定義)朗読)

ここについてはいかがか。

添田 気になるには(4)の運動である。この運動という言葉は、条文のどこに出てくるのか。ここに出てくるのは違和感がある。また、最後の用語説明にも運動という言葉が出てくるが、これは何か。

渡辺 運動に関しては、特に競技や激しい強度を有する運動ということで、それとは一線を隔している。町民一人ひとりが健康を意識しつつ、そういった生活習慣を育んでいくということが大切という中で、あえて運動という定義をしようという論議があった。運動に関しては個々でイメージが違う。健康を意識して体を動かすということが主眼であったと思うので、残すべきではないかと思う。

添田 用語説明と重なることは何なのか。

小笠原 条例文は説明が長くないほうがいいわけであるが、渡辺委員が言ったように、運動に対する捉え方は様々である。より詳しくするために用語説明があるというわけである。添田委員はそう捉えられないか。

添田 もしそうであれば、定義の言葉をもう一度丁寧に用語説明しなくてはいけないのではないか。

露木 用語説明から受ける印象、第2条の運動とはというところから受ける印象が違う気がする。渡辺委員の意見もわかるし、同意するので、それは用語説明のもつ印象で、定義のほうだと固いイメージがある。どこを残すのかということ、どちらに合わせるかということを考えてほうが良いと思う。

- 根岸 ただ、運動を使っているところが、第4条の(3)であるが、食事、睡眠等も同等の扱いにしなくていいのかという疑問点がある。運動がここにしか出てこないのであれば、定義に入れなくていいのではないか。ただ、定義に入れるのであればはこの文言で十分である。
- 委員長 運動という言葉の意味を見ても、運動とは体を動かすことで、最近では日常での活動、生活活動、スポーツ等の運動を合わせて身体活動と呼ぶと、運動の言葉の定義として載っている。
- 添田 根岸委員の意見に同感。第4条の運動は、定義の運動の意味とは違う。もっと軽いものを指している。4条だけに運動という言葉が載っているのであれば、定義の運動はとるべきではないか。
- 小笠原 この条例を何のための作るのかというところで、残念ながら「町民の務め」でしか運動が出てこないが、運動を意識づけるという意味で、定義に残しておいても、何ら問題はない。町の人たちがもっと運動すべきということは共通の認識である。国民健康保険の費用をなるべく抑えたいというところで、今回の条例を作成しようという考えもあった中、運動が必要だというのが本当にあるのだが、条例を作ってきたら運動というのは残念ながらほとんど出てこない。そういう意識を持ってもらうために是非入れてほしいと考える。1回しか出ないのだからいらなくなると、この条例自体もすでに計画等があるので、いらないというところに通じてくると思う。なぜこれを作るのかといったところで、意識的に町民のかたに生活の中で、健康管理が重要だというところを再度見直していただくために作るという意味合いがあるので、運動の定義を入れることは大変重要なことである。町でも通いの場で体操を位置づけることを進めようとしているが、そういう中であえて入れることが重要だと思う。一般的な運動という意味合いが幅広くあるので、いいのではないかなとなる。
- 添田 最初に、理解してほしいのは定義という定義である。言葉の定義で示しているわけで、運動とは何かということを知ってほしいのであれば、情報の中で運動について書けばよい。言葉の定義に書くところではない。
- 露木 運動という言葉がなぜ1か所しか出てきていないのかと思った時に、健康づくりという言葉と、運動が混ざっている部分が条例内にあるかもしれないと思い、運動が大切と言っているのに、条例内には1か所しか出てこない。運動、健康づくりと書いてあるところを運動と置き換えたほうがいいところがあるのではないかという視点でもう一度読まないといけない気がした。
- 小笠原 運動という言葉をもっと足していくということはできると思う。例えば定義の健康づくりとは、心身の健康及び増進を図るため、運動を含めた取り組みをいうとか、もう少し運動ということが意識できるようなもの。実際はブレインストーミングで出したことが反映できていない。運動にスポットを当てたほうがよいと思うが、今日の委員会では、条例案を変えるのは難しい。定義をどうするか、渡辺委員が言っていたように、(4)は残し、あとは担当課とのやり取りをしていく中で考えていけたらと思う。

渡辺 定義に運動を入れることについて、運動には色々なイメージを持つ人がいる。ここで言いたいのは、健康を維持するために、意識的に行うものということであつたと思う。確かに「安静にしている状態より多くのエネルギーを消費するすべての身体の動き」とあるが、運動そのものの定義だと思ふ。4条の(3)を見た時に、激しい運動を想像することがなければ、こだわることはないが、この委員会の出発点で議論があり、入れようとなつた。

委員長 第4条について「食事、運動及び睡眠を中心とした生活習慣の向上を図ること」と運動とどのような関係があるのか、また町民へどのような説明をしていくか。定義に載せた運動との関連について。

渡辺 単純な問題で、食育から始まり、意識して体に良い食習慣を作る。また、運動に関して意識をして、自分に合った方法を取ろうと。それをみんなでやるのか、自分でやるのか、色々な機会を広げていくことになる。

暫時休憩 15時13分～15時20分

委員長 運動について色々な意見が出て、議会に提案するのは難しい。今定例会は継続審査の報告をし、勉強会を重ね、煮詰めた上で案として議会に報告するという形でいかがか。

添田 今日の委員会では、最後までやってみて、問題になるところを明確にしないといつまでも終わらない。

委員長 次に移る。定義の(7)に施策を入れるのはどうかという話が出た。

渡辺 元々町の施策に入っていたことを、条例の体裁としてレベル合わせをするため、ここに持ってきたと思う。ただ、内容については執行者からもある程度具体的なところで抑えたほうが良いという思いもあつたと考えているので、おそらく、体裁としての問題はあるが、施策という形で一般化してしまうとぼんやりしてしまうので、記載は必要だと思ふ。

委員長 町の健康福祉部案として提案されたもので、こちらの施策について載っていたが、定義に載せるのではなく、別の項目として記載されていたが、施策として、ここに記載することが適切であるかどうかであるが。

添田 ここに定義として施策を入れるのには何ら違和感はなく、先ほど渡辺委員が説明しようとしたのが、この条例の「心身きらり」というのは、単に健康づくりではなく、広く色々なものを網羅したものであるという意識が非常に強い。ここにあって広い意味の施策を書いたということ。これは残していいのかと思ふ。

ただ1点、事務局に確認したいが、条例を作るとき、条、項、号としていくのか。最後の㊸であるが、これも号になるのか。町の責務はカッコを入れておらず、第4条だと(1)となっている。レベル合わせができていない。

局長 町の例規ではアイウエを使用している。カッコは号のほうが多い。

- 委員長 それも検討事項として進めたい。
- 議長 定義の(6)、事業者とは…とあるが、その他の団体とは何か。
- 小笠原 法人ではないが、任意団体のことである。
- 添田 登録をしていなくても、ボランティア団体は多くある。それは事業者と
ってはいけないのか。
- 委員長 その点は調査をしていく。施策はこれで進めさせていただくがよろしいか。

(異議なしとの声あり)
- では、続いて基本理念の第3条に入る。

(第3条朗読)
- これについてはいかがか。
- 添田 目的や、前文、理念はこの条文に書かれているキーワードを書いているわけ
である。ここで1つ気になるのが「人とつながり」という言葉で、あえて強調
する必要があるのか。条文に入れているのか。
- 一石 これこそ今一番新しい健康の秘訣といわれているところではないか。通い場
についても、大事なキーポイントになると思う。運動という言葉を入れてもい
いと思う。
- 小笠原 健康の定義を世界保健機構では、病気ではないということが健康ではなく、
社会的につながりを持つということが健康であるという位置づけであった。そ
ういった意味では、人とのつながりという部分で繁栄させられていると思う。
- 委員長 第3条については、この文面で進めさせていただく。
次に第4条である。

(第4条朗読)
- これについてはいかがか。

(異議なしとの声あり)
- では、続いて第5条である。

(第5条朗読)
- これについてはどうか。

添田 第4条に戻るが、(5)で「努めること」とあるが、これは「参加すること」としなくてはいけない。

委員長 その点はどうか。

(異議なしとの声あり)

では(5)は「よう務める」を削除する。では戻り、第5条についてはどうか。

(異議なしとの声あり)

それでは次に移る。第6条である。

(第6条朗読)

小笠原 「事業者との」としないと文章がおかしいのではないか。

委員長 「事業者との」とさせていただく。他にあるか。

(なしとの声あり)

では、次に移る。第7条である。

(第7条朗読)

議長 事業者の立場からであるが、これは施行する前に商工会や商連等にこの条例を作るということは話しているのか。

委員長 これから各団体とは折衝を重ねていく予定である。他にあるか。

(なしとの声あり)

では、次に移る。第8条である。

(第8条朗読)

露木 細かいが、第8条に「施策を総合的かつ計画的に推進しなければならない」となっていて、(2)でも「関連計画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項」となっており、この言葉の重複が気になった。一緒にできないか。

根岸 2章について、関連計画という位置づけをして、その他の計画との関連性が明確になりにくいと感じる。整備しようとする時そう受け止めるのか。

局長 第8条第1項の健康づくりに関する基本的な各種計画を総称しているわけだが、これで意味が通じるかどうか。この辺は事務局で調べさせてほしい。

根岸 例えば第3項の「関連計画を策定するときは、各協議会の意見を聴くとともに…意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない」とあるが、これは他の計画と重複する文言になるのだろうが、関連付けが明確でないが所以に、あえてこういう言葉を重複させるのかという点が気になった。

渡辺 第2項であるが「心身きらり計画」は「心身きらり関連計画」としたほうがよい。

委員長 ここは渡辺委員の指摘通り修正をしたい。上と合わせないといけない。その他あるか。第2項の(2)、3項については検討課題としたい。
続いて第9条から第12条である。まとめて行う。

(第3章朗読)

露木 第10条の他自治体との連携の部分であるが、他市町村等とあるが、等とは何か。市町村以外にあるのか。

小笠原 広域連携等も含むということではないか。

露木 自治体とあるが、それに合うのか。

委員長 タイトルに等を加え、他自治体等との連携としたいが。

露木 町民にわかりづらくないか。

小笠原 他自治体との連携という中で、例えば平塚市の旭地区のみと情報交換するとか、企画をするという可能性があるし、広域連携の団体との連携ということもあるので、等を入れたほうがいいのではないかとということである。

露木 単体だろうが、複数であろうが、他の市町村でいいのではないか。今の話だと旭地区も平塚市と連携しないといけない。社協は団体であって自治体ではない。ここが自治体や団体となっていればいいが、他自治体であるので、市町村以外もあるのかと思った。

委員長 政令市だと区というのは大きい。そこを幅広く見るためにこの表現にした。

露木 町民が見た時にイメージできればそのままよい。

委員長 それでは第3章については、これでよいか。

(異議なしとの声あり)

では、第4章に移る。

(第4章朗読)

補足についてはどうか。

(異議なしとの声あり)

用語説明についてはどうか。

渡辺 この扱いはどうなるのか。

根岸 条例には載らない。よって定義に入れる、入れないという議論もあり、今ここに書いてある用語説明は、審議中の参考資料としかならないのではないか。

添田 例規集で出す場合には用語説明に載らないものが出てきて、その他に乗せるとすれば、用語説明が入った条例という形で載せると。逐条解説があるものと同じ位置づけ。

渡辺 1つあいまいになると困ると思ったのは、心身きらり関連計画で、具体的にどの計画を指しているのかということがきつと論議になると思った。議事録に記載されていればいいのか。

添田 これを条例に入れなかったということが正解で、これを条例に入れると、増えた場合、改正をその都度しなくてはいけない。ここで入れておけばいいのではないか。

渡辺 用語改正という形で、条文とくつつくのか。それとも別に残すのか。

露木 基本条例については、例規集には条文、HPに逐条解説付きを載せているので、そういった方法ができないわけではない。

渡辺 そうすると、例規集は用語解説なし、HPでは用語解説を載せるということか。

局長 そういった形はあまり見たことがない。それは条例自体に不備があると思われる。それであれば逐条解説を作るべき。

委員長 用語説明ではなく、逐条解説で載せるということであった。

小笠原 町民にとって何が一番わかりやすいかという価値観の下、今後検討していくということではいかがか。

委員長 用語説明についても、今後の検討課題としていくということではどうか。

(異議なしとの声あり)

それではそのように進める。検討課題として、各項、号の記載、運動について、用語説明についてを今後の課題として検討を進めていく。それを次回の議会全員協議会で報告する。あわせて閉会中の継続調査について「子どもも大人

も輝く心身きらり条例の制定について」、「学校の在り方について」を継続調査としたいが異議はないか。

(異議なしとの声あり)

それではそのようにしたい。

また、事業効果検討について一般会計の中で、社会福祉関係事業、学童保育維持管理経費、健康づくり未病改善運動教室事業について、最終的に定例会中の委員会で決定したいがよいか。

(異議なしとの声あり)

他になければ、これにて教育福祉常任委員会を閉会とする。ご苦労さまでした。

閉会 16時05分